

(平成23年7月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を68万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年5月31日

平成22年4月に年金記録回答票が届き確認したところ、平成22年度の役員賞与が記載されていないことが分かったので、年金事務所に出向き役員賞与の支払届がいつから提出されていないか調べてもらったところ、20年度から届出が漏れていたことが分かった。

申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与賞与明細書（平成20年5月分）及び株式会社Aから提出された平成20年度賃金台帳（源泉徴収簿）から、申立人は申立期間に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、給与賞与明細書等において確認できる保険料控除額から、68万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果15万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の1万5,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(15万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月25日

申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、会社が桁違いの賞与額を記入した賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していたことが分かった。

正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の標準賞与額は、当初1万5,000円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年4月に15万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額(15万円)ではなく、当初記録されていた標準賞与額(1万5,000円)となっているが、A株式会社から提出された給与台帳から、申立期間において、標準賞与額15万円に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

旭川厚生年金 事案 875 (事案 509 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月1日から49年7月1日まで

申立期間に係る国(厚生労働省)の標準報酬月額の記録では、A株式会社での給与は下がったことはないのに下がっており、課長に昇進して給与は上がっているはずなのに上がっていないため申し立てたところ、年金記録を訂正する必要はないとの結果が通知された。

新たな資料として市営住宅の明け渡し基準表(写し)、不動産登記簿謄本(写し)を提出する。B市役所C課から市営住宅の明け渡し通知がなされたため、昭和47年9月30日に住所を新居へ変更しており、当時の明け渡し基準は、基準額が15万円、世帯の粗収入が20万円となっていることから、当時の収入は当該基準を越えていたと考えられる。なお、私の妻は専業主婦であった。

また、昭和45年6月の標準報酬月額は10万円なのに、48年11月には9万8,000円と下がっており納得できない。当時、時代の成長は早く伸びも大きく給与が20万円に近い手取りであった。

以上のことから、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が正しく記録されているのかどうか疑わしく、社会保険事務所(当時)が改ざんした可能性も考えられる。当時の給与明細書などは無いが、D市にある会社の倉庫に当時の賃金台帳があると思うので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間の一部について、申立人の標準報酬月額は、当時の最高等級の区分に該当しており、健康保険厚生年

金保険被保険者原票に記載された標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額とは相違していることが確認できること、E年金事務所の回答から、標準報酬月額が最高等級に該当する場合、原票には実報酬月額を記載する事務処理であったと認められ、このほか申立人に係る社会保険事務所の記録に不適切な事務処理があったことをうかがわせる資料等は得られなかったこと、ii) 申立人は在職中に給与が下がったことはなく、昭和47年に課長に昇進した際にも給与は上がったと記憶しているので、46年と47年の標準報酬月額が同額ではない旨を主張しているが、36年から57年までの期間に申立事業所において厚生年金保険の加入記録のある者のうち、45人の標準報酬月額の推移を調査したところ、標準報酬月額が減額されている者が多数確認できる上、このうち23人の標準報酬月額が2年間続けて同額である記録が確認できることに加え、複数の同僚は「給与は、勤務態度や業績によって査定されて決められた。」旨を証言していることから、申立事業所では、給与は、毎年定期的に昇給する取扱いではなかったものと考えられること、iii) 複数の同僚から課長職であったと記憶されている8人に係る標準報酬月額の推移からは、課長となった時期を特定できるような標準報酬月額の改定の記録は見られず、これら8人と比較しても、申立人の標準報酬月額が低額であるとは見受けられないこと、iv) 商業登記簿謄本によれば、申立事業所は昭和57年1月に合併により解散している上、現在の継承事業所は、「人事カードは残っているものの、合併や営業譲渡が何度もあったため、当時の給料台帳や関連書類は残っていない。」と回答していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年12月10日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに際し新たな資料として、当時の市営住宅の明け渡し基準表の写しを提出し、当該明け渡し基準（基準額が15万円、標準世帯粗収入が20万2,061円）に該当したために、昭和47年頃に新居へ住所変更したと述べているところ、申立人提出の自宅の不動産登記簿謄本の写しにおいて、新築日は昭和47年9月30日、登記日は同年10月23日と確認できることから、申立人の主張には信憑性^{びよう}があると考えられる。

しかしながら、B市役所は、当時の市営住宅の明け渡しに係る退去の経緯が分かるような資料は無いと回答しており、申立人が当時の市営住宅の明け渡し基準に該当し、新居に住所変更したことをもって、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料を事業主により給与から控除されていたことは推認できない。

また、申立人はD市にある会社の倉庫に当時の賃金台帳があるはずと主張しており、申立事業所の継承会社であるF株式会社へ再度照会したが、「古い賃金台帳は倉庫には無い。」と回答している。

さらに、申立人は申立期間において、標準報酬月額が下がっているのは、

「社会保険事務所が改ざんしたのではないか。また、標準報酬月額を下げる届出が事業所からなされた場合、下げる理由について事業所に照会するのではないか。」と主張しており、日本年金機構Gブロック本部H事務センターに照会したところ、「いずれについても確認できる資料が無いため、そういった事実はない。」と回答しており、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案876

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月1日から51年12月31日まで

最近、日本年金機構から届いたはがきで、脱退手当金を受給したことになることを知った。申立期間の株式会社Aを退職した時に、退職金も脱退手当金も受け取った記憶が無い。

申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱退手当金 36,600円」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和51年12月31日）から約5か月後の昭和52年5月10日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人からの回答においても、脱退手当金を受給した記憶が無いとの主張のほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、申立期間の前に厚生年金保険の加入記録がある4事業所（B株式会社、株式会社C、D株式会社、E株式会社）に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、この未請求となっている被保険者期間については、いずれも申立期間とは別の記号番号で管理されており、オンライン記録において、

当該記号番号が統合処理されたのは、平成19年2月9日であることが確認できることから、当該一部未請求となっていることが直ちに不自然であるとまでは言えない。

旭川厚生年金 事案877

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月1日から36年4月25日まで
60歳になったときに、社会保険事務所（当時）で年金受給の手続をした際に、株式会社Aで厚生年金保険に加入していた期間の脱退手当金を受給したことになることを知った。
脱退手当金を請求したことも受給したことも無いので、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定に必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から申立期間に係る脱退手当金を裁定した社会保険事務所に対し回答した記録が記載されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和36年4月25日）から約6か月後の昭和36年10月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、当該脱退手当金の支給決定当時は通算年金制度創設前であり、申立期間に係る事業所を退職後、昭和48年1月1日に国民年金に任意加入するまでは公的年金に加入歴が無い申立人が脱退手当金を請求することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人が受給した記憶が無いというほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、申立期間の前の被保険者期間につ

いては、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、この未請求となっている被保険者期間については、申立期間とは別の記号番号で管理されており、オンライン記録において、当該記号番号が統合処理されたのは、平成3年7月3日であることが確認できることから、当該一部未請求となっていることが直ちに不自然であるとまでは言えない。